

串本町国土強靱化地域計画 概要版

人・自然・感動が共存する

強くしなやかな本州最南端のまち 串本



1. 串本町国土強靱化地域計画とは

1. 策定の目的

- 東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模自然災害の経験を通じて、平時から大規模自然災害等に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、2014（平成 26）年 6 月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。また、それを受けて 2015（平成 27）年 9 月には「和歌山県国土強靱化計画」が策定されています。
- 本町でも、今後 30 年以内の発生確率が 70%～80%と予測されている南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風、集中豪雨などによる各種災害に対して、「強くしなやかな串本町」の構築に向けて、地域強靱化に関する施策を効果的に推進することを目的に、「串本町国土強靱化地域計画」を策定しました。



海金剛



潮岬灯台

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）第 13 条に基づくものであり、国の「国土強靱化基本計画」や県の「和歌山県国土強靱化計画」と調和を保った計画です。
- また、本町の第 2 次串本町長期総合計画、串本町まち・ひと・しごと創生総合戦略、串本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと基本的な考え方の整合が図られた計画であり、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

2. 串本町の地域特性

1. 自然特性

- 本町は本州・紀伊半島の最南端に位置する町で、東部是那智勝浦町、北部は古座川町、西部はすさみ町に接しており、南側は太平洋に面しています。
- 総面積約 136 km²の 80%以上を山林及び丘陵地が占め、町域は東西に細長く、太平洋に面した海岸線はこの地方の特色であるリアス式の美しい海岸であり、吉野熊野国立公園に指定されています。
- 気候は年間を通じ温暖で雨の多い地帯です。また、台風の常襲地帯でもあり、風水害や土砂災害の危険に常にさらされています。



2. 社会特性

- 本町は、江戸期において紀伊大島が廻船の寄港地となっており、古座が捕鯨基地となるなど、古くから海運・漁業により繁栄していました。現在の町域は、1871（明治 4）年の廃藩置県によって和歌山県下となり、町制の施行や編入合併を経て、2005（平成 17）年に西牟婁郡串本町と東牟婁郡古座町が合併し、現在の東牟婁郡串本町となりました。
- 2019（平成 31）年では、人口約 16,000 人、世帯数約 8,600 世帯あり、どちらも長期的な減少傾向が続いています。また、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口の減少と、65 歳以上の高齢者人口の長期的な増加が続いています。
- 本町の観光は、自然志向の高まりの中で本町の重要産業になっており、2016（平成 28）年の観光客は約 134 万人で、近畿自動車道紀勢線がすさみ南インターチェンジまで延伸になったこともあり、近年は日帰り客が増加傾向にあります。



トルコ軍艦遭難慰霊碑



古座川



檜野埼灯台



橋杭岩

3. 災害特性

- 本町において、頻繁に被害をもたらす風水害は台風です。被害地域は、海岸平野、谷底平野、砂州地域に集中しています。
- また、周期的に起こる巨大地震や大津波により、過去幾度となく大きな被害が発生しています。とくに本町では地形的に海岸線に人口・資産が集中しており、津波に対する防災対策は非常に重要です。そのため、2014（平成 26）年 3 月に和歌山県内 19 市町に含まれる形で、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されました。



竜巻被害



台風被害

3. 地域強靱化の基本目標と計画策定の流れ

1. 目指すべき将来の地域の姿

- 本町の特色として、本州最南端の豊かな自然環境と誇るべき歴史・文化、温暖な気候や、海からの恵みであるおいしい食べものなどが存在します。
- そこに暮らして、訪れて体感できる串本町を、10年後さらには22世紀の次世代へつなげていく「まちづくり」を行っていくことが町民と行政の責務であると考え、第2次串本町長期総合計画では本町の目指すべき将来像を、「串本が誇る自然美・食・人のところが感動を与えるまち」という想いをこめ、「本州最南端 感動のまち 串本」としています。
- この将来像を実現するにあたっては、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕の発生に備え、地域の強靱化に対する取組みを進めていく必要があります。そこで、本計画においては目指すべき将来の地域の姿を、次のように定めます。

人・自然・感動が共存する強くしなやかな本州最南端のまち 串本

2. 地域強靱化の基本目標

- 目指すべき将来の地域の姿を踏まえ、地域の強靱化においては、以下の4つを基本目標とします。
 - I 町民及び来訪者の人命の保護が、最大限図られること
 - II 町及び地域社会の重要な機能が、致命的な障害を受けず維持されること
 - III 町民の財産及び公共施設に係る被害を、最小限に留めること
 - IV 町の迅速な復旧復興が図られること

3. 計画策定の流れ

- 本計画は、国が実施した評価方法や基本計画策定に用いられた手法を参考に、以下の流れで策定しました。

想定するリスクの設定

南海トラフの地震、中央構造線地震、台風等による風水害等を想定

リスクシナリオの設定

8つの「事前に備えるべき目標」と、36の「起きてはならない最悪の事態」を設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策分野等の設定

行政機能などの10の施策分野と各分野に共通するリスクコミュニケーション対策、老朽化対策を設定

脆弱性評価

事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価

施策プログラムごとの推進方針

脆弱性評価に基づき、今後必要となる施策を推進方針として整理

4. リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

計画策定年度(平成29年度)の本町の地域特性を踏まえて、以下に掲げるリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1) 大規模津波等による多数の死者の発生
	1-2) 建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5) 風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生
	2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 町役場の機能不全
	3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態
	4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生



事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1) 食料等の安定供給の停滞 5-2) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下 5-3) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態 6-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止 6-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-4) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止 6-5) 異常渇水等による用水の供給の途絶
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1) 市街地での大規模火災の発生 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2) 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3) 液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-5) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態



5. 施策プログラムごとの推進方針

リスクシナリオごとに脆弱性評価を行い、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要となる施策群（施策プログラム）を、推進方針として整理しました。

※【重点P】は、串本町が重点的に取り組むプログラムです。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模津波等による多数の死者の発生【重点P】

脆弱性評価	推進方針
津波避難困難地域においては、地震発生後、短時間で津波が来襲し、広範囲での浸水が想定されるため、甚大な被害が発生するおそれがあります。	●山地など高台への避難のため、必要な箇所を確認し、避難路の新設を検討・整備します。 ●手すりや照明を設置し、避難路の安全性を高めます。
津波から逃げ切ることができる地域においても、避難路の情報が周知されていなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こったりすると、被害の拡大をまねくおそれがあります。	●避難路における避難標識等の設置や、経路の表示を推進します。 ●避難路を含めて、安全な避難行動の確保を踏まえたまちづくりを進めます。
津波被害の危険性がある地域において、高台やビル等が少ないことや、解錠に時間がかかり、甚大な被害が発生するおそれがあります。	●津波から逃れるための、より安全な避難先を確保します。
海岸・水路・河口部の津波対策事業が整備中であり、住民の避難時間が十分に確保できないおそれがあります。	●海岸・水路・河口部の津波対策を実施し、住民の避難時間を確保します。
高齢化率が高いため、災害時の自主的な避難等に支障をきたすおそれがあります。	●自主防災組織率の向上を、引き続き促進します。 ●消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。 ●自主的な避難所運営や、自主防災組織の要となる、地域防災リーダーの育成を促進します。

1-2) 建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生【重点P】

脆弱性評価	推進方針
耐震化が行われていない公営住宅や一般住宅があり、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがあります。	●公営住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。 ●一般住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。 ●空き家（不良住宅）の除却補助事業を進めます。
耐震化が行われていない公共建築物や避難（場）所があることから、避難行動に支障をもたらすおそれがあります。	●公共建築や避難場所の耐震診断及び耐震改修事業を進めます。
建物が倒壊しなくても、家具類が転倒して死傷者が発生するおそれがあります。	●家具類の転倒を防止する家具類転倒防止支援事業を行います。
大規模地震時に、電柱やブロック塀等が倒壊することによって、交通が遮断されるおそれがあります。	●市街地等の幹線道路の無電柱化を進めます。 ●ブロック塀の撤去や、生垣植栽を補助します。
大規模地震時に、LPガス容器や電気機器からの通電火災による出火が懸念されます。	●LPガス容器へのガス放出防止型高圧ホース等の設置を促進します。 ●感震ブレーカー等購入費補助事業を行います。
火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。	●〔再掲〕消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。

1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災【重点P】

脆弱性評価	推進方針
不特定多数が集まる施設のうち、津波浸水想定区域内に立地するものは津波によって倒壊するおそれがあります。	● 浸水リスクを考慮し、教育施設や防災拠点施設の高台移転を進めます。
耐震化が行われていない社会福祉施設があることから、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。	● 社会福祉施設の耐震化を推進します。
ホテルなど、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。	● 耐震診断を義務化された、避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震改修を促進します。
不特定多数が集まる施設において、災害発生時の避難誘導、救助活動、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。	● 各事業所での消防訓練や避難訓練の実施を推進します。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水【重点P】

脆弱性評価	推進方針
水害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。	● 風水害避難先安全レベルを設定した避難所を確保します。
洪水被害を防止するための下水道施設や河川堤防・護岸が老朽化しており、災害時には広域かつ長期的に市街地の浸水が発生するおそれがあります。	● 下水道施設や河川堤防・護岸の耐災化を進めます。

1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態【重点P】

脆弱性評価	推進方針
土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。	● 土砂災害警戒区域等の調査・指定や治山事業を進めます。
土砂災害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。	● 災害に強いまちづくりに向けて、都市計画等の見直しを行います。
	● 〔再掲〕風水害避難先安全レベルを設定した避難所を確保します。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足【重点P】

脆弱性評価	推進方針
古座消防署が津波浸水想定区域内に位置するため、大規模な津波が発生すると、災害救助等の活動拠点のみならず専門知識を有する人材も被災し、各種活動の実施が人的、物的の両面から大幅に遅延するおそれがあります。	● 古座消防署の高台移転を検討します。
災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。	● 〔再掲〕消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価	推進方針
大規模災害時には多数の傷病者の発生が想定され、医療・介護施設における医療資機材や災害用医薬品等の不足が懸念されるため、医療活動等が迅速に行われないおそれがあります。 また、医師・看護師等の医療スタッフも被災し、医療活動等の復旧に時間を要する事態となるおそれがあります。	● 田辺・新宮地区の救急告示医療機関や、東牟婁・西牟婁地区の医師会との連携を図ります。
医療機関（くしもと町立病院、串本有田病院、潮岬病院）の耐震化率は 100%ですが、民間診療所の耐震化の状況が不明のため、医療機能に支障をもたらすおそれがあります。	● 民間診療所の耐震化を促進します。
交通インフラの被災によって、医療・介護に関する支援活動を受け入れられないおそれがあります。	● 避難場所、病院、救護所、ヘリポート、物資集積場所および国道・県道等を介した輸送路を検証し、必要な対策を中期事業として検討します。
災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。	●〔再掲〕各事業所での消防訓練や避難訓練の実施を推進します。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価	推進方針
大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがあります。 そのため、救助、救急、医療活動を担う医療機関等の機能が維持できないおそれがあります。	● ライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。
災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがあります。また、災害支援病院（くしもと町立病院）の自家発電装置等の設置は完了していますが、稼働時間が限られるため、医療機器の使用が制限されるおそれがあります。	● 指定避難所や防災拠点における石油製品・LPGガスの貯槽等の導入を検討します。

2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止【重点P】

脆弱性評価	推進方針
幹線道路等の被災により、食糧、飲料、医薬品など救援物資の被災地への車両輸送が困難になる可能性があります。	● シミュレーションによる物資の必要数を検証し、各地区の主要避難所への物資の備蓄や、各地区の浸水想定区域外への備蓄倉庫の設置等を進めます。また、住民に対しても自らの備蓄（最低 3 日分）を啓発します。
橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路等が寸断する可能性があります。	● 緊急輸送道路等の耐災性を強化します。
災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があります。	● 災害時における自治体等との相互応援協定や、企業等との物資供給協定を進めます。
管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止す	● 発災初動期の消防水利や応急・復旧期の応急給水を確保するため、浸水想定区域外に耐震性貯水槽を整備

るおそれがあります。

します。

- 災害時の飲料水確保のため、施設の統合・新設の際に、タンクへ緊急遮断弁の設置を長期事業として推進します。
- 水道管の耐震化のため、石綿セメント管及び老朽管の更新を長期事業として推進します。

2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

脆弱性評価	推進方針
町内で大規模な災害が発生した場合、車両の通行不能区間が発生し、35ヶ所の孤立集落が同時発生する可能性があります。	●町、関係機関が連携した、合同の救助訓練を継続して実施します。 ●孤立が予想される地区の高台に防災拠点施設を整備します。
橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断され、孤立集落化が長期化するおそれがあります。	●緊急輸送道路等の耐災性を強化します。
大規模な津波災害の発生によって多数の孤立集落が発生する可能性があり、集落の被災状況を把握するのに時間を要するおそれがあります。	●孤立に陥るおそれのある集落に可搬型無線機を配備し、通信訓練を継続して実施します。

2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生【重点P】

脆弱性評価	推進方針
本町における観光業は主要産業の一つであり、毎年、多くの人々が本町を訪れていますが、災害によって交通インフラが被災した場合には、公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、観光客の多くが帰宅困難な状況が中長期化し、滞在中の水や食糧等が供給不足になるおそれがあります。	●観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や観光施設、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討します。 ●各観光事業者において、帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食糧、物資等の備蓄を促進するよう啓発します。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進方針
ゴミ処理施設等の被災によって、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生面が悪化し、疫病や感染症等の発生につながるおそれがあります。	●災害時のゴミ処理に関する県や関連団体との連携を検討します。
避難所生活が長期化する場合には、被災者の体力も低下していることから、ノロウイルスやインフルエンザといった感染症等が発生・まん延するおそれがあります。	●平常時からインフルエンザ等の予防接種率を高めるとともに、避難所においては、厚生労働省平成23年6月3日版「避難所生活を過ごされる方々の健康管理ガイドライン」により、感染症の流行予防に努めます。
下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがあります。	●衛生対策のための施設・資材の整備に努めます。
学校施設、社会教育施設等の被災によりPCB廃棄物が流出し、健康被害が生じるおそれがあります。	●二次健康被害を防ぐため、処分期限までに対策を施します。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町役場の機能不全【重点P】

脆弱性評価	推進方針
大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあります。	● 高台移転による新庁舎の建設を推進します。 ● 職員の防災意識・能力向上のため、地震発生時の行動を時系列に検討する訓練等を計画・実施します。
災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれや、災害対応に従事する職員の食糧を調達できないおそれがあります。	● 燃料確保にかかる実践的訓練を行います。 ● 災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧を確保します。
業務継続体制が確立できていないため、応急、復旧・復興対策等に混乱が生じてしまうおそれがあります。	● 発災後の行政機能維持と迅速な災害対応を実施するため全庁版のBCPを策定済みであり、継続して訓練・検証を行います。

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進方針
大規模な災害が発生した場合、町職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあります。	●〔再掲〕高台移転による新庁舎の建設を推進します。 ●〔再掲〕職員の防災意識・能力向上のため、地震発生時の行動を時系列に検討する訓練等を計画・実施します。 ● 自主的な避難所運営や、自主防災組織の要となる、地域防災リーダーの育成を促進します。 ● 各関係機関と協力・検討し、自主防災組織育成研修を実施し、自主防災組織活動資金補助を行い、自主防災組織の充実を図ります。 ●〔再掲〕各事業所での消防訓練や避難訓練の実施を推進します。
停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがあります。	● 停電時にも使用が可能な、防災行政無線や衛星携帯電話、可搬型無線機を使用した連絡体制を強化します。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態

脆弱性評価	推進方針
災害によりテレビ・ラジオ放送が中断し、町民が災害情報を取得できないおそれがあります。	● テレビ・ラジオ放送、携帯電話・インターネット等に代わって町民に災害情報を伝達する体制を強化します。

4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止【重点P】

脆弱性評価	推進方針
停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがあります。	● ライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。 ● 防災拠点や避難所等への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 停電時においても、町民に災害情報を伝達することが可能な体制を強化します。

4-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生【重点P】

脆弱性評価	推進方針
大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により参集が遅れ、避難指示等の放送が遅れてしまうおそれがあります。	● 消防救急無線デジタル化整備事業、防災行政無線同報系デジタル統合事業、J アラート（全国瞬時警報システム）の自動放送や地震時緊急放送の運用を継続して行います。また、災害対策本部と各地区及び避難所との情報伝達体制を強化します。
要配慮者への対応については、地域との連携を図っていますが、避難行動要支援者数に対し支援関係者数が不足し、安全・安心確保のための災害情報が伝達できないおそれがあります。	● 平常時から全ての保育・教育施設で防災教育を実施していますが、地域と連携した防災教育や防災訓練を継続して行います。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 食料等の安定供給の停滞【重点P】

脆弱性評価	推進方針
農産物・水産物の物流拠点が被災し、食料の安定供給が停滞するおそれがあります。	● 串本漁港を中心とした漁業地域における、水産物の生産・流通に係る事業継続計画を運用します。
〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路が寸断する可能性があります。	● 〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。

5-2) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

脆弱性評価	推進方針
津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念されます。	● 県と連携して、海岸保全施設の耐災性を強化します。
〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性があります。	● 〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。

5-3) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止【重点P】

脆弱性評価	推進方針
被災・停電等により、ガソリンスタンドやLPGガス充てん所の供給機能が、停止するおそれがあります。	● 石油備蓄体制の整備と、関係する事業所・販売所等との災害時の物資供給に関する協定締結を進めます。
〔再掲〕津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念されます。	● 〔再掲〕県と連携して、海岸保全施設の耐災性を強化します。

5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

脆弱性評価	推進方針
大規模災害で多くの金融機関の機能が停止することにより、町経済への甚大な影響が懸念されます。	● 金融関係機関との協力体制を通じた、危機管理体制づくりを進めます。



避難訓練(くしもとこども園)



津波避難タワー(和歌山東漁協)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態【重点P】

脆弱性評価	推進方針
南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺 IC以南では沿岸部にある国道42号の約5割が浸水するなど、広域ネットワークと地域ネットワークが分断されるおそれがあります。	● すさみ串本道路の事業促進と、串本インターチェンジ（仮称）以東の早期事業化を働きかけます。
〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、町内の緊急輸送道路が寸断される可能性があります。	● 〔再掲〕緊急輸送道路の耐災性を強化します。
地域交通ネットワークが分断されているなどの災害情報等を、道路利用者が把握できないおそれがあります。	● 道の駅で災害情報等を道路利用者に提供する体制を検討します。
電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあります。	● 幹線道路の無電柱化を検討します。

6-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性評価	推進方針
大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがあります。 そのため、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等が確保できないおそれがあります。	● 〔再掲〕ライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。
〔再掲〕災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがあります。 また、災害支援病院（くしもと町立病院）の自家発電装置等の設置は完了していますが、稼働時間が限られるため、医療機器の使用が制限されるおそれがあります。	● 〔再掲〕指定避難所や防災拠点における石油製品・LPGガスの貯槽等の導入を検討します。 ● 〔再掲〕石油備蓄体制の整備と、関係する事業所・販売所等との災害時の物資供給に関する協定締結を進めます。

6-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
〔再掲〕管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがあります。	● 〔再掲〕発災初動期の消防水利や応急・復旧期の応急給水を確保するため、浸水想定区域外に耐震性貯水槽を整備します。 ● 〔再掲〕災害時の飲料水確保のため、施設の統合・新設の際に、タンクへ緊急遮断弁の設置を長期事業として推進します。 ● 〔再掲〕水道管の耐震化のため、石綿セメント管及び老朽管の更新を長期事業として推進します。

6-4) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
〔再掲〕下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがあります。	●〔再掲〕衛生対策のための施設・資材の整備に努めます。

6-5) 異常渇水等による用水の供給の途絶

脆弱性評価	推進方針
天候不順等による異常渇水により、水源が枯渇するおそれがあります。	●災害時の生活用水を確保します。 ●飲料水等の供給体制を強化します。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価	推進方針
住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い密集市街地は、大規模地震時に火災が延焼する危険性が高いほか、瓦礫の延焼出火が懸念されます。	●防災力向上のための施策を検証し、防災力向上に有効な施策を全町に展開していきます。
大規模災害に伴う火災発生時には、消防施設や消防水利施設が不足するおそれがあります。	●消防施設の充実や消防水利施設の修繕を進めます。
〔再掲〕大規模地震時に、L Pガス容器や電気機器からの通電火災による出火が懸念されます。	●〔再掲〕L Pガス容器へのガス放出防止型高圧ホース等の設置を促進します。 ●〔再掲〕感震ブレーカー等購入費補助事業を行います。
〔再掲〕火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。	●〔再掲〕各関係機関と協力・検討し、自主防災組織育成研修を実施し、自主防災組織活動資金補助を行い、自主防災組織の充実を図ります。 ●〔再掲〕消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価	推進方針
〔再掲〕耐震化が行われていない公営住宅や一般住宅があり、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがあります。	●〔再掲〕公営住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。 ●〔再掲〕一般住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。 ●〔再掲〕空き家（不良住宅）の除却補助事業を進めます。
〔再掲〕耐震化が行われていない公共建築物や避難（場）所があることから、避難行動に支障をもたらすおそれがあります。	●〔再掲〕公共建築物や避難場所の耐震診断及び耐震改修事業を進めます。
〔再掲〕ホテルなど、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。	●〔再掲〕耐震診断を義務化された、避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震改修を促進します。
〔再掲〕大規模地震時に、電柱やブロック塀等が倒壊することによって、交通が遮断されるおそれがあります。	●〔再掲〕市街地等の幹線道路の無電柱化を進めます。 ●〔再掲〕ブロック塀の撤去や、生垣植栽を補助します。

7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	推進方針
大規模地震や集中豪雨によりため池が決壊し、周辺の道路や住宅が浸水したり、人的被害が発生したりするおそれがあります。	●ため池の耐災性を強化します。
〔再掲〕土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。	●〔再掲〕土砂災害警戒区域等の調査・指定や治山事業を進めます。 ●〔再掲〕災害に強いまちづくりに向けて、都市計画等の見直しを行います。
〔再掲〕土砂災害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。	●〔再掲〕風水害避難先安全レベルを設定した避難所を確保します。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大【重点P】

脆弱性評価	推進方針
農地や森林の保全を中山間地域居住者の自助努力のみで適正に維持管理していくことが難しく、地震や豪雨などによる土砂崩れの拡大、保水能力の低下などにつながるおそれがあります。	●農林業の基盤整備等を進めます。
山地災害危険地区の対策が完了しておらず、土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。	●山地災害危険地区のAランク危険地の対策を推進します。

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
風評被害は、本町の農林水産業やとりわけ観光業等の回復に著しい支障をきたすおそれがあります。	●風評被害対策として、災害発生時において、町内外に正確な情報を発信する体制を整備します。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者や技術者等が不足する懸念があります。	●防災関係の資格取得を補助します。 ●防災に関する人材育成を促進します。
災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要の建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があります。	●〔再掲〕災害時における自治体等との相互応援協定を進めます。

8-2) 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
耐震化が行われていない鉄道施設が存在するため、大規模災害時には不通が長期化するおそれがあります。	● 駅舎、橋梁、トンネル等の耐震化や、線路敷の液状化対策等をＪＲに要望します。
〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路が寸断する可能性があります。	● 〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。

8-3) 液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
沿岸部が液状化することにより、海岸保全施設・道路施設・宅地が損壊し、ライフライン施設が使用不能となるおそれがあります。	● 海岸保全施設・道路施設・宅地・ライフラインの液状化対策を実施する他、液状化の危険性を周知します。
液状化・津波・高潮・洪水によって浸水した市街地の復旧・復興が、地籍調査が完了していないため大幅に遅れるおそれがあります。	● 中心市街地や沿岸集落における地籍調査を推進します。

8-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物が発生し、処理が停滞すれば道路啓開や災害廃棄物の撤去などが行えず、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあります。	● 災害廃棄物処理計画を策定する等、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を整備します。
石油類等の有害物質の流出等により、災害廃棄物が汚染されているおそれがあります。	● 〔再掲〕災害廃棄物処理計画を策定する等、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を整備します。
津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民に影響を及ぼすおそれがあります。	● 〔再掲〕災害廃棄物処理計画を策定する等、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を整備します。

8-5) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
高齢化や過疎化の進行等により、地域コミュニティ機能が低下し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあります。	● 地域コミュニティ機能を保全するまちづくり計画や、長期的な復興計画を策定します。

●お問い合わせ先●

串本町役場 企画課

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

TEL:0735-62-0556（直通） FAX:0735-62-6970